



公認会計士のための租税法

村田 守弘 著
千倉書房 刊

A5判 288頁 2,940円(税込)



本書は、公認会計士の目線を意識しながら書かれた租税法の本である。公認会計士が必要とする租税法のポイントが、すべて網羅されており、会計から税務への切り替えにおいて役立つ書となっている。

内容としては「第1章 会計監査人が税を理解するための出発点」では、安易に重要性の原則を、税務において適用することは問題であることなどが、述べられている。

「第2章 法人税の視点からの税効果会計」では、繰延法と資産負債法が解説されている。

「第3章 税金に関する開示について」では、税効果会計注記の読み方が解説されている。

「第4章 租税法総論」では、租税法法律主義と租税公平主義の意義が解説されている。

「第5章 法人税法」では、益金と損金について解説されており、企業会計からみた法人税という見方になっている。

「第6章 国際税務等」では、連結納税、組織再編、国際税務について解説されている。

「第7章 所得税法」では、各種所得について解説されている。

「第8章 消費税法」では、消費税の基本となる計算方法が解説されている。

その他「第9章 租税判例の事例」、「第10章 修了考查対策」となっている。

わかりやすく、ためになる一冊である。

IFRS 国際会計基準が変える企業経営

五十嵐 則夫 著

日本経済新聞出版社 刊

A5判 350頁 2,520円(税込)



現在110を超える国がIFRSのコンバージェンス・アドプションに向かっており、IFRSは、世界各国で使用されようとしている。

2000年5月にIASCの定款が変更され、評議委員会委員が任命され、国際会計基準委員会(IASC)は、国際会計基準審議会(IASB)と名称が変更された。この時点以降IASCで公表されていた国際会計基準(IA)は、IASBで公表される国際財務報告基準(IFRS)となった。IASCまたはIASBで公表されている会計基準について「国際会計基準」、「国際財務報告基準」、「IAS」または「IFRS」と述べられているが、どの用語もその目的において同様の意義である。

本書では、IFRS、IASBの全体像について解説されている。日本におけるIFRSの適用に向けて「我が国における国際会計基準の取り扱いに関する意見書(中間報告)」が公表されたが、強制的な判断については「国際的な比較可能性や、企業市場の競争力の観点から、EUその他諸国のIFRSの適用状況に加え、アメリカ企業に強制適用されるか否かも重要な判断材料になる」としている。

本書では、EUの実例が解説されている。

日本会計基準とIFRSとの相違が連結財務諸表に与える影響としては、開発費の資産計上、年金債務の保険数理上の損益、繰延税金などが、本書では解説されている。また収益についてIFRSと日本会計基準ではその認識基準は異なる。IFRSの収益認識基準は、アメリカの収益認識基準と実質的に同様な内容を持っている箇所が多い。

本書では、事例を上げて検討されている。IFRSにまつわる知識を得るのに良い書である。

(飯野 賢二)

「読者の広場」原稿募集

会員の皆様から、私の趣味・論壇・随筆・旅行記等の原稿を募集しております。

広報部宛に郵送、FAX、或いはメールにてお送り願います。また、ご家族からの投稿と併せて、幅広い多くの投稿を歓迎いたします。

- ・1行26字×60行程度
- ・原稿締め切りは毎月10日

お問合せは広報部まで

電話 03(3515)1184

FAX 03(3515)1193

メール kohou@tokyo.jicpa.or.jp

